

# くるみん認定書授与式を実施しました！

(基準適合一般事業主認定)

## 有限会社優愛会

(所在地：長崎市 業種：医療業)

## 有限会社長崎医恵会

(所在地：長崎市 業種：医療業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成27年2月27日に「有限会社優愛会」（代表取締役 藤本 達也）、「有限会社長崎医恵会」（代表取締役 藤本 和子）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



有限会社長崎医恵会  
代表取締役 藤本 和子様

有限会社優愛会  
代表取締役 藤本 達也 様

大塚長崎労働局長

## 有限会社優愛会の取組の概要

### 認定企業（有限会社優愛会）の概要

所在地 長崎市  
労働者数 116人（男性52人、女性64人）  
事業内容 医療業

### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成24年2月1日～平成27年1月31日）

- 1 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。
- 2 子の看護休暇制度を拡充する（時間単位での取得を認める弾力的な運用）。
- 3 年次有給休暇の取得の促進。

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

小学校就学前のお子さんを持った社員が多いため、子の看護休暇、有給休暇を取得しやすいように、各事業所への周知を行いました。

#### 行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中に、1名の男性社員が初めて子の看護休暇を取得しました。

年次有給休暇の取得率も増加しています。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子どもの急な発熱で、子の看護休暇を1日取得し、妻が仕事から帰宅する間、一緒に過ごすことができました。

子どもも落ち着き、安心しました。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

今までは、男性社員が子の看護休暇を取得することがなかったため戸惑いましたが、お子さんの病状もすぐ回復してよかったです。

これからも、子の看護休暇を取得する男性社員が増えて、仕事と子育ての両立がしやすい職場環境になればよいと思います。

## 有限会社長崎医恵会の取組の概要

### 認定企業（有限会社長崎医恵会）の概要

所在地 長崎市  
労働者数 67人（男性33人、女性34人）  
事業内容 医療業

### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成24年2月1日～平成27年1月31日）

- 1 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。
- 2 子の看護休暇制度を拡充する（時間単位での取得を認める弾力的な運用）。
- 3 年次有給休暇の取得の促進。

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

小学校就学前のお子さんを持った社員が多いため、子の看護休暇、有給休暇を取得しやすいように、各事業所への周知を行いました。

#### 行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中に、1名の男性社員が初めて子の看護休暇を取得しました。

年次有給休暇の取得率も増加しています。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子どもの定期検査に付き添うため、子の看護休暇を1日取得し、妻と一緒に検査結果を聞くことができました。

今の子どもの状況をきちんと聞くことができ、大変よかったです。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

今までは、男性社員が子の看護休暇を取得することがなかったため驚きましたが、育児に男性が参加できることは素晴らしいです。

これからも、男性社員の子の看護休暇の取得が増えて、仕事と育児が両立しやすい職場環境になればよいと思います。

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201412/siryo2-14121101.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

\* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

\* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074919.pdf>

\* 改正次世代法については、こちらをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/pamphlet/26.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/pamphlet/26.html)

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、  
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050

